

ふじみ野市債権管理条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(債務者に関する情報の共有)</p> <p>第8条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な範囲内で、かつ、国税通則法(昭和37年法律第66号)第127条及び地方税法第22条の規定に反しない限りにおいて、当該債務者に係る規則で定める情報を同一の実施機関(ふじみ野市個人情報保護条例(平成17年ふじみ野市条例第9号)第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。)内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(債務者に関する情報の共有)</p> <p>第8条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な範囲内で、かつ、国税通則法(昭和37年法律第66号)第126条及び地方税法第22条の規定に反しない限りにおいて、当該債務者に係る規則で定める情報を同一の実施機関(ふじみ野市個人情報保護条例(平成17年ふじみ野市条例第9号)第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。)内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>